

キャッシュカードを保有する70歳以上のお客さまへ

キャッシュカード支払機能の一部制限について

平素は飯田信用金庫をご利用いただき、誠にありがとうございます。

振り込め詐欺を始めとする特殊詐欺の被害は後を絶たず、依然として深刻な状況にあります。特に、ご年配のお客さまから言葉巧みにキャッシュカードを騙し取りATMから現金を引出す「カード詐欺」や、ご年配のお客さまをATMへ誘導してご預金を振り込ませる「還付金詐欺」が増加しております。こうした詐欺被害を防止するための対策として、当金庫では県内金融機関と長野県警察と連携して「特殊詐欺撲滅のための共同宣言」を行い、一部のお客さまにつきましては、ATMによるキャッシュカードを使用したお引出しとお振込みを一部利用制限させていただきます。お客さまには、大変ご不便をおかけ致しますが、お客さまの大切なご預金をお守りするための対策ですので、何卒ご理解、ご協力いただきますようお願い申し上げます。

現金引出限度額の引き下げについて

1. 対象となるお客さま
70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用した現金のお引出しの利用をされていない口座のお客さま。
2. 内容
上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用した現金お引出しの1日の限度額を10万円とさせていただきます。
3. 開始時期
令和4年4月より

振込限度額の引下げについて

1. 対象となるお客さま
70歳以上のお客さまで、過去2年間ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みを利用されていない口座のお客さま。
2. 内容
上記のお客さまは、ATMにてキャッシュカードを使用したお振込みができなくなります。（ATMでの振込限度額が「0円」となります。）
3. 開始時期
平成29年6月より開始済み

ご注意事項

- ◆ キャッシュカードによるお預入れは、従来通りご利用いただけます。
- ◆ 対象のお客さまは、当金庫に登録された年齢を基に判定させていただきます。
- ◆ 現在対象外のお客さまにつきましても、上記「対象となるお客さま」に該当することとなった時点で引出・振込の制限が開始されますのでご注意ください。
- ◆ 対象となるお客さまで、引出・振込取引のご利用・限度額の引上げをご希望される場合、キャッシュカード・お届印・ご本人確認書類（運転免許証など）をお持ちのうえ、平日の営業時間内にお取引店の窓口へお申し出ください。

以上